

新火葬場「八橋斎苑」の利用について

村民のみなさんへ

根羽村長 大久保憲一

令和３年６月１日から設楽町八橋地籍の新火葬場「八橋斎苑」の利用が始まります。施設の概要、利用料金等は次のとおりです。また今後は津具及び清崎の火葬場は利用できません。

ご不明な点等がございましたら役場住民課（49-2111）までご連絡ください。

【施設の利用時間】

八橋斎苑の利用時間は「８：３０～１７：００」です。

八橋斎苑は、火葬炉２炉と待合室２室を備えており、同時火葬が可能なため、一日３件までの火葬に対応します。また斎苑の利用時間は１７時までとなります。最終の火葬開始は１４時となります。

一件あたりの火葬時間は３～４時間となります。

【施設の使用料】 使用料は次のとおりです。

区 分	使用料
大 人（15 歳以上）	20,000 円
子ども（15 歳未満）	10,000 円
胎 児	5,000 円

【上記料金で利用できる条件】

次のいずれかに該当する方が上記料金で利用できます。

- （１）死亡者が根羽村に住所又は本籍を有する者。
- （２）申請者が根羽村に住所を有する者。